

信用照会端末利用特約

本特約は、加盟店による信用照会端末の使用その他の事項について規定する。なお、本特約における用語は、別に定める場合を除き、PLATINUM PAY NLN ペイメントサービス加盟店規約に従うものとする。

第1条（総則）

1. 加盟店は、信用照会端末の設置、使用および取り外しに関して、本特約の定めに従うものとする。
2. 本特約と「PLATINUM PAY NLN ペイメントサービス加盟店規約」（以下、「原契約」という）に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとする。

第2条（信用端末の利用申込）

1. 加盟店は当社に対して、当社が定める事項を記載した「PLATINUM PAY NLN ペイメントサービス加盟店規約・重要事項説明書に関する同意書」を提出することにより、信用照会端末利用の申し込み（以下、「利用申込」という）を行うものとする。
2. 当社が適格と認めた場合、当社は加盟店に対して、信用照会端末を販売・貸与する。
3. 当社は、信用照会端末を加盟店に設置する。なお、当社は設置に関する業務を第三者に委託することができるものとする。
4. 加盟店は、第1項に基づく信用照会端末利用の申し込みを取り消すことができないものとする。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではなく、この場合、当社は加盟店に対して、当社が要した実費を請求できるものとする。

第3条（端末導入費用等および所有権）

1. 加盟店は信用照会端末の導入、購入または利用にあたって加盟店が負担する諸費用（以下、「端末導入費用等」という）を当社が指定する期日および方法により支払うものとする。
2. 加盟店は、本サービスを解約した又は解除された場合で、未払いの端末導入費用等があるときには、当社が指定する支払い方法により、当該未払いの端末導入費用等を一括して支払うものとする。
3. 信用照会端末の所有権は当社に留保されるものとし、加盟店には使用权のみが許諾されるものとする。
4. 加盟店が端末導入費用等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
5. 信用照会端末の月額利用料は、当社が別途定める金額とする。ただし、当社において加盟店による信用照会端末を利用した信用販売が確認できる場合は、当該月額利用料を無料とする。
6. 前項にかかわらず、3か月連続して信用照会端末を利用した信用販売が確認できない場合、当社は、翌月から月額利用料を請求することができるものとする。その後、信用照会端末を利用した信用販売が確認された場合は、当該信用販売が確認された月の翌月以降の月額利用料を無料とするものとする。
7. 当社は、信用照会端末について一定期間信用販売の利用が確認できない加盟店に対し、信用照会端末の返却を求めることができるものとし、加盟店は、当社が指定する期日までに、自己の費用で当該信用照会端末を返却するものとする。

第4条（信用照会端末の使用）

1. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、本特約および取扱説明書等に従って、信用照会端末を使用および保管するものとする。

信用照会端末の利用に関する特約

2. 加盟店は、いかなる理由または名目による場合でも、当社が認めた取扱店舗における信用販売の目的以外で、信用照会端末を使用してはならないものとする。
3. 加盟店の故意または過失の有無にかかわらず、端末に生じた修理、交換等に必要な経費、および端末の使用により生じる電気代、光熱費、通信費等の通常の経費については、すべて加盟店が負担するものとする。
4. 加盟店は、当社の許可なく、信用照会端末を第三者に使用させ、または譲渡・転貸・複製等をしてはならないものとする。ただし、信用照会端末の故障に伴う交換については、第7項から第9項までの定めに従うものとする。
5. 加盟店は、信用照会端末に異常または故障が発生した場合は、すみやかに当社が指定した連絡先に連絡し、当該連絡先からの指示・依頼に従うことにより、信用照会端末が常に正常に稼動する状態を保つ努力を行うものとする。
6. 加盟店は、当社が指定した以外の者に信用照会端末の修理または改造等をさせないものとする。なお、信用照会端末の修理や交換が必要な場合であって、当社又は当社が指定する第三者による訪問等が必要なときは、加盟店は、当社の指示に基づき当該訪問等にかかる費用を支払うものとする。
7. 信用照会端末の設置日から4年間（以下「保守期間」という。）に信用照会端末が故障した場合、当社は、原則として修理に代えて、交換用端末を加盟店に送付するものとする。この場合、当社は、交換受付後、最短で翌営業日に交換用端末を出荷するものとし、加盟店は、交換用端末の到着後、故障した信用照会端末を当社が指定する方法により返却するものとする。
8. 前項に基づき返却された信用照会端末について、加盟店の責めに帰すべき事由による故障、破損または毀損等が認められない場合、保守期間中の交換費用は無償とする。
9. 前項にかかわらず、加盟店の責めに帰すべき事由による故障、破損または毀損等が認められた場合、加盟店は、有償交換費用として1台につき54,000円（税抜）を支払うものとする。なお、加盟店の責めに帰すべき事由には、取扱説明書その他当社が指定する利用方法もしくは利用環境に反した使用、落下、水没、ひび割れその他これらに類する事由を含むものとする。

第5条（情報登録）

1. 信用照会端末に登録する情報の設定、変更および抹消は、当社または当社が指定する者（以下、両者を総称して「当社等」という）が行うものとする。
2. 当社等が加盟店に対し、信用照会端末に登録する情報の設定操作（DLL 操作）を依頼した場合、加盟店は、当該端末等の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとする。
3. 当社は、一定期間以上使用が確認できない信用照会端末について、セキュリティ確保の観点から、当該端末からの信用販売受付を停止、または登録情報の抹消を行うことができるものとする。

第6条（利用の停止、終了）

1. 当社は、加盟店が本特約または原規約に違反した場合、あるいは原契約に基づく加盟店契約が終了した場合、直ちに信用照会端末の利用を停止させることができるものとする。
2. 当社は、前項による信用照会端末の利用終了に伴う一切の損害を補償しないものとする。
3. 加盟店は、当社から貸与された信用照会端末について、利用が終了した場合、理由を問わず、別途当社が指定する期日までに、自己の費用で信用照会端末を当社に返却するものとする。なお、当該期日までに信用照会端末の返却が当社にて確認できない場合、または返却された信用照会端末に故障・破損・毀損等が確認された場合には、加盟店は当社の定めに基づき、本特約別紙に定める端末代金を支払うものとする。
4. 加盟店は、信用照会端末の利用終了後、信用照会端末の利用に関して当社等が開示したいかなる情

信用照会端末の利用に関する特約

報も、カード加盟店自身または第三者のために利用してはならない。

第7条（規定外事項）

1. 本特約に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとする。

付則

令和8年7月1日 制定・施行

令和8年9月1日 改定・同日施行

信用照会端末の利用に関する特約

別紙

【信用照会端末代金一覧】

端末名称	端末代金（税抜）/台
PAX A920MAX	65,000 円

【付属品代金一覧】

端末名称	端末代金（税抜）/台